

◎新潟県告示第378号

河川敷地占用許可準則（平成11年建設省河政発第67号建設事務次官通達）第22第1項の規定に基づき、都市・地域再生等利用区域を次のとおり指定する。

平成25年3月19日

新潟県新潟地域振興局長

1 指定範囲

一級河川信濃川水系通船川の河川区域内で、別図に示す区域
（新潟市東区王瀬新町地内）

2 指定年月日

平成25年3月19日

（「別図」は、省略し、その図面及び関係書類を告示の日から平成25年4月18日までの間、新潟県新潟地域振興局地域整備部において配布する。）